明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○水道法第二十五条の十二第一項に規定する指定試験機関を指定する省令の一部を改正する省令（**厚生労働**一一六）　一

〔告　示〕

○日本国に帰化を許可する件（**法務**三四一）　一
○パレスチナ暫定自治政府に対する贈与に関する日本国政府とパレスチナ解放機構との間の書簡の交換に関する件（**外務**二八八）　二
○漁港の指定の一部を改正する件（**農林水産**二〇二三）　三
○保安林の指定をする件（**同**二〇二四～二〇二八）　四
○保安林の指定を解除する件（**同**二〇二九～二〇三四）　四
○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**二〇三五～二〇四三）　五
○監理技術者講習の登録事項の変更の届出があった件（**国土交通**九〇六）　七
○航路標識に関する件（**海上保安庁**一九七、一九八）　七
○海技免状の無効を宣する件（**海難審判所**三）　七
○産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律第十六条第三項に規定する産業廃棄物処理事業振興財団の名称、住所及び事務所の所在地を変更した件（**環境**一二一）　八
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十三条の十六において準用する第十三条の二第三項に規定する産業廃棄物適正処理推進センターの名称、住所及び事務所の所在地を変更した件（**同**一二二）　八
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十三条の二第三項に規定する情報処理センターの名称、住所及び事務所の所在地を変更した件（**同**一二三）　八
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の代表者の氏名等を変更した件（**東北地方整備局**一二九）　八
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の評価員の氏名等を変更した件（**同**一三〇）　九
○道路に関する件（**関東地方整備局**二九七）　九
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の役員の氏名を変更した件（**四国地方整備局**一〇九）　九
○登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（**九州地方整備局**一二五、一二六）　九

〔国会事項〕

消費者庁　外務省　最高裁判所　一〇

〔人事異動〕

〔皇室事項〕

〔資　料〕

平成二十四年六月中国際収支状況（速報）及び平成二十四年上半期中国際収支状況（速報）（財務省）　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁
財団、解散命令関係　一〇

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一二

地方公共団体
教育職員免許状失効関係　一三

会社その他

省　令

○厚生労働省令第百十六号

水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第二十五条の十四第三項の規定に基づき、水道法第二十五条の十二第一項に規定する指定試験機関を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年八月十六日

厚生労働大臣　小宮山洋子

水道法第二十五条の十二第一項に規定する指定試験機関を指定する省令の一部を改正する省令

水道法第二十五条の十二第一項に規定する指定試験機関を指定する省令（平成九年厚生省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

表中「財団法人給水工事技術振興財団」を「公益財団法人給水工事技術振興財団」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十四年四月一日から適用する。